

教 総 号 外
令和 4 年 3 月 2 2 日

市内各小中学校長 様

天童市教育委員会
教育長 相 澤 一 彦
(公印省略)

学校体育施設開放事業の制限付き再開について（通知）

日頃、市内の小学校及び中学校における学校体育施設の開放事業につきまして、御配慮と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

3月7日から3月21日まで実施されておりました「クラスター抑制重点対策」の解除に伴い、学校体育施設開放事業を下記のとおり制限付きで再開しますので、利用者の方への周知方、よろしくお願いいたします。

なお、依然として10歳未満と10代の新規感染者が多数確認されているため、ワクチン未接種が多い小学生で構成するスポーツ少年団の利用については、新学期の始業開始まで停止とします。

記

1 再開の時期 令和4年3月22日（火）から

2 利用制限の内容

- (1) 他のチームとの合同練習や試合による学校体育施設の利用は控えること。
- (2) 可能な限りマスクを着用した活動とし、気温の上昇等により健康被害が懸念される場合等、マスクを外す際は、身体間距離を十分に確保し、換気を徹底すること。
- (3) スポーツ少年団の利用は引き続き停止する。

ただし、全国大会に出場するスポーツ少年団に限り、大会参加までの間は利用を可能とする。

3 留意事項

今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容を変更する場合があります。

天童市教育委員会教育総務課管理係
担当 並木
TEL 023-654-1111(内線 813)